

平成 12 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子 様

熊本県公共事業再評価第三者委員会

委員長

米沢和彦



平成 12 年度報告について

本年度再評価審議対象事業について、熊本県公共事業再評価第三者委員会要綱第 2 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価第三者委員会平成12年度報告書

平成12年11月16日

別紙「平成12年度再評価対象事業箇所一覧表」の各事業に対し、平成12年6月28日から平成12年10月25日まで11回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である県に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価第三者委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した10事業17箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明を総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針素案について妥当と判断します。

## 平成12年度再評価対象事業箇所一覧表

整理番号	事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
1	水田の整備	郡築南部	土地改良総合整備事業 (一般型)	八代市	継続
2	同上	郡築中部	同上	八代市	継続
3	同上	郡築北部	同上	八代市	継続
4	畑の整備	護川	畠地帯総合整備事業 (担い手育成型)	旭志村、大津町、泗水町	継続
5	用排水施設の整備	画図北部	かんがい排水事業 (排水対策特別型)	熊本市	継続
6	農道整備	金峰北部2期	農免農道整備事業	植木町	継続
7	海岸	共和	海岸保全事業(高潮対策)	玉名市	継続
8	河川	三蔵川	広域一般河川改修事業	玉名市	継続
9	道路	国道324号	熊本天草幹線道路 (松島バイパス)	松島町	継続
10	街路	都市計画道路 近見沖新線	街路整備事業	熊本市	継続
11	港湾	三角港 西港地区	港湾環境整備事業 (緑地)	三角町	継続
12	同上	三角港 際崎地区	同上	三角町	継続
13	同上	三角港 戸馳地区	重要港湾改修事業	三角町	休止
14	同上	熊本港 本港地区	同上	熊本市	継続
15	同上	鬼池港	地方港湾改修事業	五和町	継続
16	同上	本渡港志柿地区、本渡地区	地方港湾改修事業、港湾環境整備事業(埋立護岸)	本渡市	休止
17	ダム	赤木ダム	ダム事業	宇土市	中止

## 【議論の概要及び付帯意見】

### 1, 2, 3 水田の整備：郡築南部、郡築中部、郡築北部

本県の主要な農業地帯の一つであり、施設園芸、露地野菜等への転換を図っている地域の農業者の方々の努力、後継者育成等を高く評価する。本事業による用・排水路整備は生産性と収益性の向上、高収益の作物への転換に有効である。また農道整備は農作業や輸送の省力化・効率化のために有効と認められる。なお、農家から要望が出ている排水路や農道などの路線追加に関する事業計画の変更を行い、事業効果の早期実現を期待する。

### 4 畑の整備：護川

竜門ダム事業及び菊池台地農業水利事業により用水が安定的に確保でき、営農労力及び経費の節減、高収益の新規作物の導入が可能になったことを評価する。今後は基盤整備をベースに、作物の品種選定、人材の確保・育成等を検討していくべきである。さらに、畜産と連携したリサイクルシステムを作るなど、環境に配慮した新しい農業を推進してほしい。

### 5 用排水施設の整備：画図北部

地下水位が高く、他作物への転換には条件が悪く、事業目的である排水改良の必要性は理解できる。地域の農地については都市計画道路との調整を図りつつ、農業振興地域として保全し、都市近郊の有利性を活かした営農を検討すべきである。なお、現在進めている工事費の見直しに関する事業計画の変更を早急に行うべきである。

### 6 農道整備：金峰北部2期

地域外への輸送交通路として、また地域内の生産に直結する幹線道路として、必要性を認める。また自然景観を活かしたグリーンツーリズム、農村と都市との交流の基盤として活用できるなど、将来の波及効果も期待できる。

本地域がみかん生産地として、ハウス栽培等の新しい農業の展開と後継者育成等を図り、農道が有効に利用されることを希望する。なお、現在予定している工事費の見直しに関する事業計画の変更を行い、事業効果の早期実現を期待する。

### 7 海岸：共和

地域住民の生命・財産を直接守る事業であり、引き続き事業の推進を図るべきである。

なお、海岸保全事業の工期が長期化するのは軟弱地盤上の工事という性格上やむを得ないものと考える。

## 8 河川：三蔵川

本事業は、下流から順次、治水安全度を向上させていくため、長期間を要しているが、洪水から流域住民の生命・財産を守るために必要な事業である。

事業実施に当たっては、菊池川との整合を図りながら実施しており、利水との関係も調整されている。河川改修後は、10年に1度の大雨でも安全が確保され、現計画での早期完成が必要である。

## 9 道路：国道324号

天草地域の産業の発展や交流の促進を図るためには、熊本天草幹線道路の整備が必要である。

熊本天草幹線道路の一部区間である国道324号松島バイパスは、早期完成を図るために有料道路事業も導入し整備を行っている。

平成13年度末に供用開始予定であるので、計画どおりの事業執行に努めてもらいたい。

## 10 街路：都市計画道路近見沖新線

都市圏における交通渋滞や、これに伴う環境悪化への対策は急務な課題であるため、交差点の立体化を始めとし、各種の渋滞対策を進める必要がある。

本箇所は、熊本都市圏における渋滞対策の先導的役割を担うものであり、早期完成を図るべきである。

なお、県の全体的な道路の植栽については、維持管理費の縮減や省力化等の観点から、植栽のあり方の見直しを検討中であることを確認した。

## 11 港湾：三角港西港地区

明治時代に築かれた港湾施設を保存・復元・活用している当緑地の整備効果は十分見受けられ、今後も引き続き事業の推進を図るべきである。

なお、施設整備後の利活用策については、管理運営を含めて地元自治体と連携し、郷土の歴史教育の場として活用するなど、より一層の工夫をお願いしたい。

## 12 港湾：三角港際崎地区

今後の事業執行にあたっては、隣接する三角町新庁舎建設計画の設計内容及び工事スケジュールと調整を行い、港湾利用者及び地域住民にとってより快適な港湾環境が創出されるよう努めることが必要である。

### 13 港湾：三角港戸馳地区

小型船だまりの収容隻数見直しの必要から、本事業を休止し現計画の見直しをすることは妥当である。ただし、地元の意向及び防災の観点から、早急に事業再開できるよう努力すべきである。

現計画の見直しにあたっては、台風時などにおける船舶の広域的な避難形態を考慮に入れて検討する必要がある。

なお、事業再開の際は、事前に委員会に諮られたい。

### 14 港湾：熊本港本港地区

港湾機能の確保と周辺海域の漁業振興のため、漁船だまりの早期供用を図るとともに、埋め立てによる新たな土地についても早期の利活用を期待する。

### 15 港湾：鬼池港

整備後は、物流機能の充実が図られることで、本渡港の補完港としての活用が期待できるほか、維持浚渫をほとんど必要としない良い港になると思われるため、引き続き事業の推進を図り、事業効果の早期実現を期待する。

### 16 港湾：本渡港志柿地区、本渡地区

天草の中核港湾として重要な役割を果たしており、現地調査の結果からも今後とも機能の充実を図る必要性が認められるが、埋立申請に必要な関係者の同意が一部得られなかつたことから、本事業を休止し現計画の見直しをすることは妥当である。

計画見直しにあたっては、関係者と十分調整を行うとともに、陸上交通を含めた総合的な交通体系を考慮したうえで周辺各港との役割分担を明確にし、併せて沿岸海域の生態系を含む環境等に十分配慮した計画となるよう検討を進められたい。

なお、事業再開の際は、事前に委員会に諮られたい。

### 17 ダム：赤木ダム

平成10年度の再評価で継続とし、その後地質調査等を行ってきた。その結果、地質が悪く漏水を防止するためにはコストの高い特殊な工法しかなく、ダム建設に多額の工事費を要することが見込まれるため、長期的な洪水対策は、河川改修による方が経済的となるなどの点から、本事業は中止とすることが妥当である。

なお、当面の洪水対策として、下流において度々洪水被害が生じているので、河川改修事業については引き続き促進を図るべきである。

平成 12 年 11 月 16 日

・ 富合町長 上 田 道 晴 様

熊本県公共事業再評価第三者委員会

委員長 木 三 和 彦



○ 本年度再評価審議の依頼を受けた対象事業のうち、貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価第三者委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価第三者委員会平成12年度報告書

平成12年11月16日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成12年6月28日から平成12年10月25日まで11回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価第三者委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明を総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針素案について妥当と判断します。

事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
農村の総合整備	富合	農村総合整備事業 (市町村型)	富合町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

集落排水路や集落道路等の整備であり、シビルミニマム対応の側面を持つ事業として評価できる。

他事業との連携も考慮しながら、必要性、緊急性に留意し効率的な事業の推進を図るべきである。

( )

( )

平成 12 年 11 月 16 日

河浦町長 濱 崎 俊 雄 様

熊本県公共事業再評価第三者委員会

委員長

米沢和彦



本年度再評価審議の依頼を受けた対象事業のうち、貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価第三者委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価第三者委員会平成12年度報告書

平成12年11月16日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成12年6月28日から平成12年10月25日まで11回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価第三者委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明を総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針素案について妥当と判断します。

事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
漁港	崎津	漁業集落環境整備事業	河浦町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

集落排水施設については、生活の環境改善及び海洋汚染の防止の観点から、早急に整備すべきである。

多目的イベント広場の利活用については、町の振興計画に基づき地域住民と一体となり今後更なる利活用について検討すべきである。

( )

( )

平成 12 年 11 月 16 日

大矢野町長 何川一幸様

熊本県公共事業再評価第三者委員会

委員長 木沢和彦

○ 本年度再評価審議の依頼を受けた対象事業のうち、貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価第三者委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価第三者委員会平成12年度報告書

平成12年11月16日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成12年6月28日から平成12年10月25日まで11回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価第三者委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明を総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針素案について妥当と判断します。

事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
港湾	柳港 前平地区	地方港湾改修（統合補助）事業	大矢野町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

荒天時の静穏度が確保できず、漁船等が他港に避難している状況であるため、所期の目的が十分達せられるよう配慮すべきである。